新旧対照表
2026/11/1実施予定の
約款からの変更点

変更内容：用語の定義

● 用語の定義を一貫化させるための修正

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
本文 第3条　用語の定義 (7) 臨時電力 供給開始日~~または~~契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が1年未満となる電気をいいます。	本文 第3条　用語の定義 (7) 臨時電力 供給開始日もしくは契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間、または供給開始日、現行料金単価の適用開始日もしくは契約電力増加日から解約日までの期間を対象として使用が1年未満となる電気をいいます。
(17) 力率 その月の毎日8時00分から22時00分までの時間における平均力率をいいます。なお、平均力率の算定において、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とします。	(17) 力率 その月の毎日8時00分から22時00分までの時間における平均力率をいいます。ただし沖縄エリアは9時～23時までの時間における平均力率をいいます。なお、平均力率の算定において、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とします。
第14条　契約の変更または解約 (2) 契約の解約 ロ 上記イの解約が供給開始日~~ならびに~~現行料金単価の適用開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合、お客さまは供給開始日~~ならびに~~現行料金単価の適用開始日または契約電力増加日から解約日までの期間を対象として臨時電力精算金を別途当社に支払っていただきます。	第14条　契約の変更または解約 (2) 契約の解約 ロ 上記イの解約が供給開始日、現行料金単価の適用開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内となる場合、お客さまは供給開始日、現行料金単価の適用開始日または契約電力増加日から解約日までの期間を対象として臨時電力精算金を別途当社に支払っていただきます。

変更点を赤字、削除は取り消し線

変更内容：離島ユニバーサルサービス調整単価の上限設定

● 離島ユニバーサルサービス調整単価の上限を設定するための修正

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
附則22、23、24、25、26 (2) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ 離島平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。 　なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。	附則22、23、24、25、26 (2) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ 離島平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。 　なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。ただし、離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合は119,000円とします。

変更点を赤字、削除は取り消し線

変更内容：電力市場価格の明確化

● 各エリアの電力市場価格であることを明確化するための修正

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
別表23（北海道・東北・東京・中部・北陸エリア） 別表24、25（全エリア） 別表26（東北・東京・北陸エリア） 電力市場価格 　翌日取引を行~~な~~うための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引における価格といたします。	別表23（北海道・東北・東京・中部・北陸エリア） 別表24、25（全エリア） 別表26（東北・東京・北陸エリア） 電力市場価格 　翌日取引を行うための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行うものに限ります。）における価格といたします。
別表23（中国エリア） 電力市場価格 　翌日取引及び時間前取引における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該翌日取引及び時間前取引における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額である回避可能原価といたします。	別表23（中国エリア） 電力市場価格 　翌日取引及び時間前取引における同一の時間帯の売買取引（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行うものに限ります。）における価格を、当該翌日取引及び時間前取引における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額である回避可能原価といたします。

変更点を赤字、削除は取り消し線

変更内容：基準単価・調整係数の上限と通知

● 基準単価・調整係数の定め方を明確化するための修正

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
附則24 (3) 市場価格調整額の算定 ホ 調整係数 調整係数は、本約款別表24に定めるものとします。	附則24 (3) 市場価格調整額の算定 ホ 調整係数 調整係数は、本約款別表24に定めるものとします。ただし、本約款別表24に上限値を定める場合は、その上限値を超えない範囲で当社が定め、お客さまに通知した値とします。
附則25 (3) 市場価格調整額の算定 ホ 調整係数 調整係数は、本約款別表25に定めるものとします。	附則25 (3) 市場価格調整額の算定 ホ 調整係数 調整係数は、本約款別表25に定めるものとします。ただし、本約款別表25に上限値を定める場合は、その上限値を超えない範囲で当社が定め、お客さまに通知した値とします。
附則26 (1) 燃料費調整額の算定 ホ 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、本約款別表26に定めるものとします。	附則26 (1) 燃料費調整額の算定 ホ 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、本約款別表26に定めるものとします。ただし、本約款別表26に上限値を定める場合は、その上限値を超えない範囲で当社が定め、お客さまに通知した値とします。
(3) 市場価格調整額の算定 ホ 調整係数 調整係数は、本約款別表26に定めるものとします。 変更点を赤字、削除は取り消し線	(3) 市場価格調整額の算定 ホ 調整係数 調整係数は、本約款別表26に定めるものとします。ただし、本約款別表26に上限値を定める場合は、その上限値を超えない範囲で当社が定め、お客さまに通知した値とします。

変更内容：休日と平日の定義

● 北陸エリアで休日と平日を定義するための修正

現約款（2026年11月1日実施予定）

別表26（北陸エリア）、別表自社25（北陸エリア）
1. 期間及び時間別表

項　　目		対象日時
全日		1月1日～12月31日
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
ピーク／昼間／夜間時間	ピーク	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及びピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間時間以外

＊祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

新約款（2026年11月1日実施）

別表26（北陸エリア）、別表自社25（北陸エリア）
1. 期間及び時間別表

項　　目		対象日時
全日		1月1日～12月31日
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
ピーク／昼間／夜間時間	ピーク	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及びピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間時間以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外

＊祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

変更点を赤字、削除は取り消し線

変更内容：休日と平日の定義

● 中国エリアで休日と平日を定義するための修正

現約款（2026年11月1日実施予定）

別表25（中国エリア）、別表自社25（中国エリア）
1. 期間及び時間別表

項　　目		対象日時
全日		1月1日～12月31日
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
＜TOU＞ ピーク ／昼間／夜間 時間	ピーク (TOU)	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及びピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間時間以外
＜WE＞ ピーク ／平日／週末 時間	ピーク (WE)	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時
	平日	ピーク時間及び週末時間以外
	週末	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

＊祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

変更点を赤字、削除は取り消し線

新約款（2026年11月1日実施）

別表25（中国エリア）、別表自社25（中国エリア）
1. 期間及び時間別表

項　　目		対象日時
全日		1月1日～12月31日
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
＜TOU＞ ピーク ／昼間／夜間 時間	ピーク (TOU)	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及びピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間時間以外
＜WE＞ ピーク ／平日／週末 時間	ピーク (WE)	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時
	平日	ピーク時間及び週末時間以外
	週末	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外

＊祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

変更内容：附則26のエリア追加

● 附則26のエリア追加に伴う各条項の追加

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
附則26 第1条燃料費等調整額 (3)市場価格調整額の算定 ハ 平均市場価格 (a)供給エリアが東北エリア~~及び~~北陸エリアの場合 (b)供給エリアが東京エリアの場合 ~~(c)~~(a)~~及び(b)~~によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値とします。	附則26 第1条燃料費等調整額 (3)市場価格調整額の算定 ハ 平均市場価格 (a)供給エリアが東北エリア、北陸エリアまたは九州エリアの場合 (b)供給エリアが東京エリアの場合 (c)供給エリアが関西エリアの場合 平均市場価格は、本約款別表26に定める各平均市場価格算定期間における平日及び休日の調整時間帯ごとの電力市場価格の平均値に、本約款別表26に定めるその平均市場価格算定期間及び調整時間帯に対応する時間帯比率をそれぞれ乗じて得た値の合計とします。 なお、平均市場価格の単位及び各平均市場価格算定期間における調整時間帯ごとの電力市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。 (d)(a)から(c)によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値とします。

変更点を赤字、削除は取り消し線

変更内容：附則26のエリア追加

● 附則26のエリア追加に伴う各条項の追加

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
附則26 第1条燃料費等調整額 (3)市場価格調整額の算定 ニ 市場価格調整単価 市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。 なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。基準市場価格は本約款別表26に定めるものとします。 (a)供給エリアが東北エリアの場合 市場価格調整単価 ＝（平均市場価格－基準市場価格）×下記ホの調整係数	附則26 第1条燃料費等調整額 (3)市場価格調整額の算定 ニ 市場価格調整単価 市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。 なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。基準市場価格は本約款別表26に定めるものとします。 (a)供給エリアが東北エリア、関西エリアまたは九州エリアの場合 市場価格調整単価 ＝（平均市場価格－基準市場価格）×下記ホの調整係数

変更点を赤字、削除は取り消し線

変更内容：附則26のエリア追加

● 附則26のエリア追加に伴う各条項の追加

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
附則26 第1条燃料費等調整額 (3)市場価格調整額の算定 へ 市場価格調整単価の適用 各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、本約款別表26に市場価格調整単価係数等の定めがある供給エリアに適用とし、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に対し本約款別表26の通り適用します。 なお、供給エリアが東北エリア~~及び~~北陸エリアの場合において、計量日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」とします。	附則26 第1条燃料費等調整額 (3)市場価格調整額の算定 へ 市場価格調整単価の適用 各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、本約款別表26に市場価格調整単価係数等の定めがある供給エリアに適用とし、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に対し本約款別表26の通り適用します。 なお、供給エリアが東北エリア、北陸エリア、関西エリアまたは九州エリアの場合において、計量日が毎月初日のお客さまについては、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」とします。

変更点を赤字、削除は取り消し線

変更内容：附則26のエリア追加

- 附則26のエリア追加に伴う各条項の追加

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
附則26 第1条燃料費等調整額 (3)市場価格調整額の算定 ト 市場価格調整額 (a)供給エリアが東北エリア~~及び~~北陸エリアの場合 市場価格調整額は、当該「1月」の常時供給電力及び予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量にニによって算定された市場価格調整単価を適用して次の算式により算定される金額とします。	附則26 第1条燃料費等調整額 (3)市場価格調整額の算定 ト 市場価格調整額 (a)供給エリアが東北エリア、北陸エリア、関西エリアまたは九州エリアの場合 市場価格調整額は、当該「1月」の常時供給電力及び予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量にニによって算定された市場価格調整単価を適用して次の算式により算定される金額とします。 市場価格調整額 ＝ 使用電力量×市場価格調整単価

変更点を赤字、削除は取り消し線

変更内容：附則26のエリア追加

● 附則26のエリア追加に伴う各条項の追加

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
附則26 第1条燃料費等調整額 (4)燃料費等調整額 当社は、供給エリアが東北エリア~~及び~~北陸エリアの場合において、上記(1)ニの燃料費調整額、(2)ニの離島ユニバーサルサービス調整額及び(3)トの市場価格調整額を合計した金額を燃料費等調整額として、次の算式により算定します。ただし、離島ユニバーサルサービス調整額は、本約款別表26に離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等の定めがある供給エリアにのみ適用されるものとし、市場価格調整額は、本約款別表26に市場価格調整単価係数等の定めがある供給エリアにのみ適用されるものとし、適用のない供給エリアにおいて、次の算式における離島ユニバーサルサービス調整単価または市場価格調整単価は0円とします。 燃料費等調整額 ＝ 使用電力量×（燃料費調整単価＋離島ユニバーサルサービス調整単価＋市場価格調整単価）	附則26 第1条燃料費等調整額 (4)燃料費等調整額 当社は、供給エリアが東北エリア、北陸エリア、関西エリアまたは九州エリアの場合において、上記(1)ニの燃料費調整額、(2)ニの離島ユニバーサルサービス調整額及び(3)トの市場価格調整額を合計した金額を燃料費等調整額として、次の算式により算定します。ただし、離島ユニバーサルサービス調整額は、本約款別表26に離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等の定めがある供給エリアにのみ適用されるものとし、市場価格調整額は、本約款別表26に市場価格調整単価係数等の定めがある供給エリアにのみ適用されるものとし、適用のない供給エリアにおいて、次の算式における離島ユニバーサルサービス調整単価または市場価格調整単価は0円とします。 燃料費等調整額 ＝ 使用電力量×（燃料費調整単価＋離島ユニバーサルサービス調整単価＋市場価格調整単価）

変更点を赤字、削除は取り消し線

変更内容：附則26のエリア追加

- 附則26のエリア追加に伴う各条項の追加

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
追加	別表26（関西エリア） 1. 期間及び時間別表

項　　目		対象日時
全日		1月1日～12月31日
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
重負荷／昼間／夜間時間	重負荷	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の10時～17時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及び重負荷時間を除いた8時～22時
	夜間	重負荷時間と昼間時間以外

＊祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

変更内容：附則26のエリア追加

● 附則26のエリア追加に伴う各条項の追加

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
追加	別表26（関西エリア） 2. 燃料費調整単価算出係数等

項　　目		値
係　　数	α	0.0338
	β	0.0324
	γ	1.3547
基準燃料価格	X	37,500円
基準単価 （1キロワット時につき）	特別高圧	上限値は63銭8厘といたします
	高圧	上限値は64銭6厘といたします

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。
基準単価の特別高圧及び高圧は、上記の上限値を超えない範囲で燃料費調整単価適用期間ごとに定め、2026年11月分から2027年3月分までの値は2026年11月1日までに、2027年度以降の値はその年度が開始するまでにお客さまに通知するものとします。なお、各月分とは、その月の前月の計量日から当月の計量日の前日までの燃料費調整単価適用期間をいい、年度とは4月分から翌年の3月分までの期間をいいます。

変更内容：附則26のエリア追加

- 附則26のエリア追加に伴う各条項の追加

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
追加	別表26（関西エリア） 3. 平均燃料価格算定期間及び燃料費調整単価適用期間

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
翌年1月1日から1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
翌年2月1日から2月末日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

4. 市場価格調整単価係数等

項目		値
基準市場価格		10円82銭
調整係数	特別高圧	上限値は0.493といたします
	高圧	上限値は0.499といたします

調整係数の特別高圧及び高圧は、上記の上限値を超えない範囲で市場価格調整単価適用期間ごとに定め、2026年11月分から2027年3月分までの値は2026年11月1日までに、2027年度以降の値はその年度が開始するまでにお客さまに通知するものとします。なお、各月分とは、その月の前月の計量日から当月の計量日の前日までの市場価格調整単価適用期間をいい、年度とは4月分から翌年の3月分までの期間をいいます。

変更内容：附則26のエリア追加

● 附則26のエリア追加に伴う各条項の追加

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
追加	別表26（関西エリア） 5. 電力市場価格 　翌日取引を行うための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行うものに限ります。）における価格といたします。 6. 平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
翌年1月21日から2月20日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
翌年2月21日から3月20日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

変更内容：附則26のエリア追加

- 附則26のエリア追加に伴う各条項の追加

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
追加	別表26（関西エリア） 7. 平均市場価格算定期間における調整時間帯

平均市場価格算定期間	時間帯1	時間帯2	時間帯3	時間帯4	時間帯5
毎年2月21日から 3月20日までの期間	毎日0時 から 8時まで の時間	毎日8時 から 13時まで の時間	毎日13時 から 17時まで の時間	毎日17時 から 20時まで の時間	毎日20時 から 24時まで の時間
毎年3月21日から 4月20日までの期間					
毎年4月21日から 5月20日までの期間					
毎年5月21日から 6月20日までの期間					
毎年6月21日から 7月20日までの期間					
毎年7月21日から 8月20日までの期間					
毎年8月21日から 9月20日までの期間					
毎年9月21日から 10月20日までの期間					
毎年10月21日から 11月20日までの期間					
毎年11月21日から 12月20日までの期間	毎日0時 から 6時まで の時間	毎日6時 から 10時まで の時間	毎日10時 から 16時まで の時間	毎日16時 から 20時までの 時間	
毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間					
翌年1月21日から 2月20日までの期間					

変更内容：附則26のエリア追加

- 附則26のエリア追加に伴う各条項の追加

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
追加	別表26（関西エリア） 8. 平均市場価格算定期間における時間帯比率 a平日

平均市場価格算定期間	時間帯1	時間帯2	時間帯3	時間帯4	時間帯5
毎年2月21日から3月20日までの期間	0.1670	0.2728	0.1744	0.1188	0.1131
毎年3月21日から4月20日までの期間	0.1442	0.2459	0.1871	0.1301	0.1153
毎年4月21日から5月20日までの期間	0.0952	0.2385	0.2183	0.1460	0.1131
毎年5月21日から6月20日までの期間	0.0522	0.2715	0.2781	0.1651	0.1059
毎年6月21日から7月20日までの期間	0.0296	0.2474	0.2664	0.1534	0.1036
毎年7月21日から8月20日までの期間	0.0067	0.2408	0.2940	0.1687	0.1026
毎年8月21日から9月20日までの期間	0.0027	0.2439	0.2973	0.1582	0.0719
毎年9月21日から10月20日までの期間	0.0582	0.2822	0.2841	0.1598	0.0950
毎年10月21日から11月20日までの期間	0.1236	0.2551	0.2130	0.1458	0.1059
毎年11月21日から12月20日までの期間	0.0698	0.1660	0.2704	0.1935	0.1236
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	0.0264	0.1762	0.2904	0.2029	0.1186
翌年1月21日から2月20日までの期間	0.0584	0.1839	0.2757	0.1777	0.1170

変更内容：附則26のエリア追加

- 附則26のエリア追加に伴う各条項の追加

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
追加	別表26（関西エリア） 8. 平均市場価格算定期間における時間帯比率 b休日

平均市場価格算定期間	時間帯1	時間帯2	時間帯3	時間帯4	時間帯5
毎年2月21日から3月20日までの期間	0.0472	0.0397	0.0164	0.0229	0.0277
毎年3月21日から4月20日までの期間	0.0586	0.0373	0.0208	0.0313	0.0294
毎年4月21日から5月20日までの期間	0.0232	0.0421	0.0414	0.0505	0.0317
毎年5月21日から6月20日までの期間	0.0143	0.0305	0.0326	0.0314	0.0184
毎年6月21日から7月20日までの期間	0.0039	0.0447	0.0667	0.0548	0.0295
毎年7月21日から8月20日までの期間	0.0003	0.0391	0.0682	0.0541	0.0255
毎年8月21日から9月20日までの期間	0.0007	0.0648	0.0770	0.0576	0.0259
毎年9月21日から10月20日までの期間	0.0053	0.0246	0.0373	0.0403	0.0132
毎年10月21日から11月20日までの期間	0.0361	0.0316	0.0268	0.0359	0.0262
毎年11月21日から12月20日までの期間	0.0393	0.0310	0.0319	0.0441	0.0304
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	0.0240	0.0303	0.0217	0.0590	0.0505
翌年1月21日から2月20日までの期間	0.0277	0.0303	0.0470	0.0439	0.0384

変更内容：附則26のエリア追加

● 附則26のエリア追加に伴う各条項の追加

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
追加	別表26（九州エリア） 1. 期間及び時間別表

項　　目		対象日時
全日		1月1日～12月31日
夏季／その他季	夏季	7月1日～9月30日
	その他季	夏季以外
休日／平日	休日	土曜日、日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
	平日	休日以外
ピーク／昼間／夜間時間	ピーク	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日を除いた夏季の13時～16時
	昼間	日曜日、祝日*に加えて1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日及びピーク時間を除いた8時～22時
	夜間	ピーク時間と昼間時間以外

＊祝日とは「国民の祝日に関する法律」に定められた日をいいます。

変更内容：附則26のエリア追加

- 附則26のエリア追加に伴う各条項の追加

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
追加	別表26（九州エリア） 2. 燃料費調整単価算出係数等

項　　目		値
係　　数	α	0.0028
	β	0.1819
	γ	1.0863
基準燃料価格	X	46,100円
基準単価 （1キロワット時につき）	特別高圧	9銭6厘
	高圧	9銭8厘

※上記基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

変更内容：附則26のエリア追加

- 附則26のエリア追加に伴う各条項の追加

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
追加	別表26（九州エリア） 3. 平均燃料価格算定期間及び燃料費調整単価適用期間

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年3月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
翌年1月1日から1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
翌年2月1日から2月末日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

変更内容：附則26のエリア追加

- 附則26のエリア追加に伴う各条項の追加

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
追加	別表26（九州エリア） 4. 離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項　　目		値
係　　数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島基準燃料価格	X	79,300円
離島基準単価 （1キロワット時につき）		3厘

※上記離島基準単価は消費税等相当額(10%)を含みます。

変更内容：附則26のエリア追加

- 附則26のエリア追加に伴う各条項の追加

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
追加	別表26（九州エリア） 5. 市場価格調整単価係数等

項目		値
平均市場価格	X	各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値
	Y	各平均市場価格算定期間における6時から18時に対応する電力市場価格の平均値
	x	0.4627
	y	0.5373
基準市場価格		8円22銭
調整係数	特別高圧	0.278
	高圧	0.284

変更内容：附則26のエリア追加

● 附則26のエリア追加に伴う各条項の追加

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
追加	別表26（九州エリア） 6. 電力市場価格 　翌日取引を行うための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の売買取引（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行うものに限ります。）における価格といたします。 7. 平均市場価格算定期間及び市場価格調整単価適用期間

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年10月21日から11月20日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
翌年1月21日から2月20日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
翌年2月21日から3月20日までの期間	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

変更内容：誤記の修正・表記の統一

● 内容を変えずに、誤記と表記のゆれを直すための修正

現約款（2026年11月1日実施予定）	新約款（2026年11月1日実施）
本文 第3条(11) 北陸エリアの供給区域 …福井県（一部除く）岐阜県の一部 **本文 第8条(6)ロ** …使用時間を乗じて得た値を~~こえない~~ものとします。 **本文 第10条(1)ロ** …計量値の確認を行~~な~~った場合は、その日とします。 **本文 第10条(3)** …当月の計量日の前日~~で~~の期間とし、… **本文 第11条(1)** …お客さまに電気の供給を行~~な~~うために必要となる、… **本文 第11条(10)イ** …お客さまの承諾を~~え~~てお客さまから… **本文 第11条(10)ロ** お客さまが電気工作物の変更の工事を行~~な~~った場合には、… **本文 第14条(3)** 本契約における消費税相当額の金額は、… **附則26 第1条(3)ハ(b)** …単純平均スポット市場価格と~~いた~~します。 **別表26（東京エリア）1. 期間及び時間別表（3か所）** 平日~~および~~土曜日の8時～13時（朝時間） **別表22～26・別表自社25 各項目の見出し番号** ~~1.~~期間及び時間別表、~~5.~~電力市場価格　など **目次（関西・九州の追加、第8条(7)以降のページ番号）** 別表26（北陸エリア）……~~144~~ 変更点を赤字、削除は取り消し線	**本文 第3条(11) 北陸エリアの供給区域** …福井県（一部除く）、岐阜県の一部 **本文 第8条(6)ロ** …使用時間を乗じて得た値を超えないものとします。 **本文 第10条(1)ロ** …計量値の確認を行った場合は、その日とします。 **本文 第10条(3)** …当月の計量日の前日までの期間とし、… **本文 第11条(1)** …お客さまに電気の供給を行うために必要となる、… **本文 第11条(10)イ** …お客さまの承諾を得てお客さまから… **本文 第11条(10)ロ** お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、… **本文 第14条(3)** 本契約における消費税等相当額の金額は、… **附則26 第1条(3)ハ(b)** …単純平均スポット市場価格とします。 **別表26（東京エリア）1. 期間及び時間別表（3か所）** 平日及び土曜日の8時～13時（朝時間） **別表22～26・別表自社25 各項目の見出し番号** 1. 期間及び時間別表、5. 電力市場価格　など **目次（関西・九州の追加、第8条(7)以降のページ番号）** 別表26（北陸エリア）……146 別表26（関西エリア）……149、（九州エリア）……154